

岩手県監査委員告示第40号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成22年岩手県監査委員告示第18号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年8月3日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成21年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

一般会計の債権（県税を含む）および公営企業会計（医療局）の債権の管理について

3 監査委員告示

平成22年3月16日付け岩手県監査委員告示第18号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成21年度包括外部監査における監査結果に対する措置について 平成22年6月21日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
<p>県営住宅違約金について</p> <p>改正前の県営住宅条例第22条によれば、県営住宅の明渡し請求を受けた入居者は、知事の指定した日の翌日から明渡しの日までの家賃相当額の2倍に相当する金額の違約金を支払う必要がある。平成21年3月末時点で、県営住宅違約金残高は1,101千円である。当該違約金は、平成7年度以前に発生し、繰越調定がなされているが、一方で違約金が発生するまでの県営住宅使用料は過年度に不納欠損処理を実施している。</p> <p>このように、同一の債務者にかかる債権について繰越調定と不納欠損処理が混在しており、制度適用上、一貫性に欠けていると考えられる。</p> <p>よって、明渡し日までの違約金相当額についても県営住宅使用料と同時期に不納欠損処理を行う必要がある。</p> <p>なお、当該債権について県は平成21年度に不納欠損処理を実施する予定である。</p>	<p>県営住宅違約金について</p> <p>債権の消滅時効が完成した県営住宅違約金4件、1,101,384円については、平成22年3月11日に不納欠損の処理をした。</p> <p>また、再発防止のため、県営住宅使用料の滞納に付随して発生する家賃相当損害金が発生した場合には所管の広域振興局から報告を求め、建築住宅課において、債権を一体的に管理することとした。</p>